

第164回 統計委員会 議事概要

1 日 時 令和3年5月26日(水) 9:05~12:05

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸(委員長)、椿 広計(委員長代理)、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官(統計基準担当)、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局(総務省)】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、重里次長

政策統括官(統計基準担当)：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第152号「国民生活基礎調査の変更について」
- (2) 諮問第153号「木材統計調査の変更について」
- (3) 諮問第154号「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) 「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議(素案)」について
- (6) 住宅・土地統計調査の標本設計の見直しについて
- (7) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第152号「国民生活基礎調査の変更について」

総務省から資料1-1、1-2に基づき、説明が行われ、厚生労働省から資料1-3に基づき、補足説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・障害者統計を充実するに当たり、資料1-1の4ページに、「令和元年度に研究

会が設置された」とあるが、内閣府と厚生労働省の間で情報共有などされているのか。国全体として障害者統計を充実することが望ましいと思う。

高齢者や障害者に関する調査は自治体でも行っている。自治体の調査においてワシントングループの設問が活用されることにより、国の調査と自治体の調査の一貫性が高まるのではないかと。今回の変更が自治体にも情報提供され、連携が進めばよいと思う。

資料1-3の2ページのコールセンターの設置や実務説明動画の作成について、今後、オンライン調査を推進するに当たっても、重要な取組だと思う。今後も継続していただきたい。

→令和元年度に、内閣府、厚生労働省、総務省及び学識経験者による検討チームが設けられ、障害者統計の充実に向け、障害のある者を捉える設問について検討するとともに、試行的調査の実施等を行い、報告書をまとめた。その報告書に基づき、今回の設問を取り入れたものである。

今後の調査の活用や自治体との連携についても情報交換を進めていきたい。

コールセンターの設置、実務説明動画配信等については、今後も進めていきたい。特にコールセンターは、令和4年調査において、オンライン調査の導入を考慮しており、更に問合せが増えると予想され、規模も拡大して対応していきたいと考えている。

- ・ 今後の話だが、オンライン調査を導入すれば保健所の負担軽減になると考えているのか。それとも、それだけでは不十分で、追加的な負担軽減が必要と考えているのか。世帯票と所得票で保健所と福祉事務所と調査系統が異なるが、調査系統の違いにより、調査結果への影響はないのか。

→オンライン調査の導入も、保健所の事務負担の軽減策の一つとなるものだが、今年の調査では、コールセンターを設置しており、報告者からの問合せだけでなく、調査員からの質問にも対応しているところ。また、実務説明動画を作成することに加え、これまで保健所が市区町村に出向いて国勢調査区要図の写しを取っていたところ、その作業を国が代行するなどの取組も引き続き検討して参りたい。

保健所、福祉事務所経由で行っている理由については、国民生活基礎調査が前身となる複数の調査を統合してできたものという歴史的経緯があるが、系統の違いによる調査への影響はないと考えている。

- ・ 保健所や福祉事務所が通常業務を行っている中で、調査業務を効率的に実施する余地があるかどうか検討していく必要があると思う。
- ・ 資料1-2の26ページにあるとおり、国民生活基礎調査の報告者の選定方法は、調査区を選定した上で、当該調査区について全数調査を行うクラスター抽出になっている。また、現在の調査系統については、調査実査の立場から保健所などを活用することとなっている。現時点において、このような手法自体は合理的と思うが、今後、オンライン調査の導入により調査系統が変わるとすれば、調査区と調査区の間や調査区内におけるばらつきを考えると、標本配分として、どのような方法がよいかは別の問題。将来的には調査技術的な検討が必要なのではないかと思う。

→引き続き検討していきたい。

- ・ 今回の変更は、調査事項の変更とオンライン調査の導入が柱になっているが、調査事項の変更は、統計の充実・利活用の向上という観点から、オンライン調査の

導入は、回答方法の多様化による負担軽減や回収率向上の観点からの変更と認識。統計の改善に向けた積極的な取組と考えるが、新型コロナの影響が続く中、調査現場の負担軽減は、引き続き考慮していく必要があると思う。

(2) 諮問第153号「木材統計調査の変更について」

総務省から資料2-1に基づき、説明が行われ、審議は産業統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・今回の変更については、民間委託の導入に伴う変更のみということで、論点は限られている。効率的に部会所属委員の意見を取りまとめ、委員会に御報告をお願いしたい。

(3) 諮問第154号「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」

総務省から資料3-1に基づき、説明が行われ、審議はサービス統計・企業統計部会に付託されることとなった。

主な質疑は以下のとおり。

- ・科学技術研究調査について、AI分野、バイオテクノロジー分野及び量子技術分野の3分野を新たに調査することだが、これらについて、従来は把握できなかったものの、今般、把握が可能となったため追加するということか。また、既存の8分野間での重複の有無及び新規の3分野間での重複の有無を調査することだが、既存分野と新規分野の間での重複の有無を調査しない理由は何か。加えて、重複のないミニマムな結果と、従来どおり重複を含むマキシマムな結果の両方を集計することだが、分野間の重複の有無に関する情報だけで、どのようにミニマムやマキシマムな結果を算出できるのか教えてほしい。
- これまで科学技術基本計画に基づき、その時々の方針のニーズに応じて重要な分野を調査してきており、今般策定された科学技術・イノベーション基本計画では、新規の3分野とマテリアル分野が重視されているが、マテリアル分野については、従来から把握しているナノテクノロジー分野にほぼ含まれるものとして捉え、今回特に政策上重要な分野として当該3分野を抽出させていただいた。既存の8分野と新規の3分野間の重複はあるという前提だが、体系的に科学技術を網羅するように設計されているわけではなく、その時々の方針のニーズに応じて、特に必要な分野を抽出させていただいたところ。
- この集計は、ミニマムとマキシマムを完全に把握できるものではなく、全ての分野でそれぞれ重複がある前提で合計を出していたものを、今般重複がない範囲で集計したものを提示することで、ミニマムの目安的な数値を提供できる取っかかり程度の集計ができるのではないかと考えている。
- ・ミニマムにせよ、マキシマムにせよ、絞り過ぎか、過大になるか、どちらかになると思うが、その辺の注意点は書き添えていただきたい。
- 結果が間違っって使われないよう、適切に注意書きして公表していきたい。

- ・ 科学技術研究調査について、前回答申において、サービス業におけるイノベーションについても、科学技術研究開発の範囲に含まれるものとして把握することとした。その際、当該変更について、調査対象企業に周知するとともに、調査結果の時系列比較に断層が生じる可能性もあるので、その点もしっかり検証してほしいと申し上げたが、それらについてはどのような結果となったか。
- 企業側に対して、質問を変更したことによる影響についてアンケートを行ったところ、影響がほぼなかったとの分析結果が出ている。詳細については、部会で資料を用いながら御報告させていただく。
- ・ 科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査及び経済構造実態調査の3調査の同時・統一的実施については、経済構造実態調査と他の企業統計調査の重複是正の取組の第一歩となることが期待され、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の中で、どのような位置付け・役割を担っているか、どの程度の報告者負担の軽減が図られるか、十分御審議いただきたい。

(4) 部会の審議状況について

- ① 樺サービス統計・企業統計部会長から資料4-1に基づき、産業統計部会、サービス統計・企業統計部会の合同部会の審議状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 今回、令和3年経済センサス-活動調査の調査事項から削除された「支払利息等」について、経済構造実態調査では新たな試みとして、将来の利活用の可能性も考慮し、「支払利息」として引き続き把握すると整理されたとのことで、難しい審議を取りまとめていただき感謝申し上げます。

また、電子商取引については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、より一層拡大の傾向にあると考えている。その実態の把握方法に関する研究を行うことは重要であると考えている。

- ② 川崎産業統計部会長から資料4-2に基づき、産業統計部会の審議状況について、説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・ 農業については、コロナ禍にあって、改めてその必要性や従事者の確保といったことが課題になっており、農業経営に関する調査の重要性が増していると思う。調査の効率化のために調査票の配り分けをすることも有効であるが、問題の所在をいかにして明らかにしていくかという観点から、今後も慎重に検討していただきたい。
- ・ 今朝の日本経済新聞において、本調査の結果を使用して、農業の大規模化に伴い、コスト構造に変化が生じている旨の記事が掲載されていた。この記事を見て、ロングフォームとショートフォームの配り分けの基準を、農業従事者の年齢のみに置いている申請案で本当にいいのか改めて疑問を持った。
一方で、部会の議論で報告者負担の軽減をするのであれば、例えば青色申告しているか否かというところをメルクマールにして、調査票の配り分けをするのもあり得るのではないかという案が出てきている。ロングフォームとショートフォー

ムの大きな違いは、経理項目をどれだけ詳細に調べるかということでもあるので、このような提案も含めて、今後検討していきたい。

→入手すべき情報と報告者負担の軽減を検討し、担い手という観点から区分けし、調査票の配り分けをするという案としたが、部会の議論の中で青色申告も一つのメルクマールになるのではないかという提案を頂いたと受け止めている。一方で、報告者負担の軽減に傾注するあまり、入手すべき情報を把握しないことになってはいけない。青色申告がメルクマールになるのではないかということも一つの提案と捉えて、調査の改善につながるような御助言、御提案を頂けるよう調査実施者として説明していきたい。

- ・公表時期の繰下げについて、資料の中では、特段の問題がないとのことであったが、GDP統計の推計に当たり、相応の課題があると認識している。GDP統計の推計に当たっては、できるだけ新しいデータを推計に取り込めるように作業を考えているところであり、今後については、調査実施者の農林水産省と相談して、調整を進めていきたい。

→国民の共有財産である統計データについて、積極的に活用していただくという観点から、内閣府と調整していきたい。

- ・調査の重点化については、調査目的の継続的な達成と報告者負担の軽減を両立するための、積極的かつ大きな変更と認識している。ただ、ロングフォームとショートフォームの配り分けの基準について、65歳という年齢で一律に線引きすることについては、経営統計という性格から適切かどうか、部会でも意見が多いと認識している。標本の選定方法の確認と併せて、引き続き審議をお願いしたい。

また、公表時期の繰下げなどの審議事項も残っているので、引き続き、部会での審議をお願いしたい。

(5) 「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）」について

北村委員長から、資料5に基づき、「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）」の説明が行われ、6月の統計委員会において本建議を取りまとめることとなった。

主な発言は、以下のとおり。

- ・コロナ禍の中で、データが政策に十分に、タイムリーに反映されてきたかという点が、一つ大きな課題として明らかとなった。保健所の体制整備の話は、基本的な考え方に書いてあるが、令和4年度の重点分野の中でも強く打ち出す必要があるのではないか。

- ・今回の感染症では、HER—SYSが十分に使われていないという話があった。最近では、G—MISも内閣官房と厚生労働省の共同で作られているようだ。人口動態統計では、なかなかオンライン化が進まないという話が昨年度あったかと思う。統計データと行政データは密接に関連しており、オンライン化に際して、これらを効率的・一体的に運用できるようにしていくといった点も盛り込むことが重要。

- ・基本的な考え方の部分だけでなく、令和4年度の重点分野の記述においても、調

- 査の経路機関の体制強化を書き加えることはできないか、工夫をしてほしい。
- ・ デジタルトランスフォーメーションの動向や、負担軽減に関連してコールセンターの設置やAIの活用など、未来志向の体制強化の具体的な案が列挙されており、今回のコロナ禍を経験して提案すべきものは、集約されていると感じた。
 - ・ (調査の経路機関の) 負担軽減はもちろんのこと、より長期的視点から、体制を強化していくことが重要。できる限りインプットを少なくして、効率よくデータを収集し、その利活用を推進していくという、費用対効果の大きい方向を目指していくべき。
 - ・ この建議は毎年作るものであり、毎年同じことをまとめても、建議そのものの意義が薄れる。来年度は何を重点化するか、委員会としてのスタンスを示すものでもあると思っている。国民に対しては、目に見える形で統計委員会としての実績を積み上げていく必要があるので、そういう意味で、できる限り踏み込んで記載しないと、第三者に対して伝わりにくくなってしまわないか。
 - ・ 「データ人材」という表記について、データと統計は厳密に言えば異なるため、統計に重きを置いた書きぶりでもよいのではないか。統計データアナリスト等だけでなく、統計に関する知識・経験を有する人材についても、計画的に育成していくということを強く打ち出すべき。できれば、国際的にも通用する統計のプロを作っていくということも明確に打ち出すべき。
 - ・ 本建議の周知、フォローアップについて、「本建議の内容を各府省に十分に周知」とあるが、各府省の「統計幹事」に周知するという趣旨の言葉を入れてほしい。
 - ・ 「データアナリスト」は委員会独特の用語か。普通は「データサイエンティスト」だと思う。
- 一般的によく使われているのは「データサイエンティスト」だが、今回の統計の人材育成では基本計画でも「データアナリスト」を使っている。
- ・ 日本の場合、内輪で分かる言葉遣いだけして、国際的に通用しないようなことがある。「データサイエンティスト」は、おそらく何かしらの学位が必要だと思うが、「データアナリスト」は、広く色々なところから人材を募集して、それをアナリストと名付けようという考え方なのだと思う。私はそうだとすると、例えば、「データアナリスト」を「データサイエンティスト」にまで引き上げるくらいの目標、データサイエンス学部へ出向させて、教育を受けさせるといった育成プロセスを考えた上で、建議をした方がよいのではないかと考えている。国際的な標準の人材を育成するという目標を掲げていかなければならないのではないか。
 - ・ 私の知る限り、英語でも「データアナリスト」はよく使われている。むしろ、「データアナリスト」の方が、長い期間使われ、確立した言葉になっていて、「データサイエンティスト」の方が後から出てきた言葉。言葉の選択の問題は非常に微妙。
 - ・ 「データアナリスト」という言葉が出てきている背景には、一昨年の統計行政新生部会で、政府全体で色々なデータ分析ができる人を育てようという話があり、「データサイエンティスト」という言葉は当時もあったが、統計はもちろん、統計以外にも使える専門知識を有する汎用性の高い行政官を育てようということがあって、この言葉が使われ、引用されたのだと思う。
 - ・ 例えば、「データアナリスト」が海外でどう受け取られているか、どういう学位

を持っている人を「データアナリスト」と呼ぶのか。「データアナリスト」の研修課程として、こういうところに派遣して2年間学ばせているといった、言葉と実態が伴った人材育成をする必要があるということを申し上げたい。

- ・統計数理研究所が属する情報・システム研究機構の中では「データサイエンティスト」という言葉を使っている。統計数理研究所では、「データサイエンティスト」のサブセットのように「大学統計職員」という言葉を使っている。
- ・アメリカの労働統計局の職業分類の1号の2041は「統計家」、スタティシヤン。2018年頃から、その他数学職、データサイエンティストが入ってきたのが実態。データサイエンティストというのは、これから伸びていく専門職だとは思いますが、アメリカの職業分類でいうと、マーケティングリサーチアナリストとか、オペレーションズリサーチアナリストなど、やはり「アナリスト」を付けている職業分類もあるので、名称については今後の議論ではないか。
- ・民間の立場から申し上げると、データサイエンスの専門家を採ろうとすると、相当なお金が必要となり、なかなか採用できない。かなり限られた母集団の中で引っ張り合いをしているように感じる。人材については、本気でお金をかけて計画的に育てないといけないので、その辺りは強く書いていただきたい。
- ・これまでいただいた御意見を踏まえて、引き続き、建議の内容を検討したい。本建議は、6月の統計委員会において決定したいと考えており、引き続き、御意見あれば、御連絡いただきたい。

(6) 住宅・土地統計調査の標本設計の見直しについて

総務省統計局から、資料6に基づき、住宅・土地統計調査の標本設計の見直しの検討状況について、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・前回答申時の課題を踏まえて、精度を維持しつつ負担軽減を図るという方向で、適切に対応している。また、人口1万5,000人未満の町村の表章については、調査全体としての大幅な負担増を招くことや、それを超えるニーズが見られないことから、現行の対応を維持することは適当と考える。

(7) その他

日本銀行から資料7に基づき、企業物価指数の2020年基準改定の基本方針について説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・図表21では、ID指数の道路貨物輸送がステージ3に、航空輸送がステージ4に分けられているが、この2つの輸送のステージが異なることについて、感覚的に合わないような気がする。また、ID指数については4段階のステージに分けているのに対し、FD指数については項目別に分けていないが、最終需要についても、少なくとも消費とそれ以外に分けることに意味があるのではないか。

→FD指数について分けないと決めたわけではなく、消費を取り出したFD指数を出すことに意味があるという御意見は他にも頂いているので、今後検討してまい

りたい。

ステージの作り方については、なるべく川上から川下に流れていくように組合せを試した結果、この4つのステージに分けられ、川上から川下への価格波及が、うまく見られるということ。

- ・今のFD-I D型物価指数との関係でいくと、最終需要のところは消費財と投資財を分けることに意味があると思う。また、需要段階別の指数をステージ別に分けるにしてもそのステージが何を意味しているのか、それが分かるような分類名を考えることが大事。

個々の価格の精度を引き上げる意欲的な取組が多くあって、是非頑張ってもらいたいと思うが、ここでの大きな問題は財のサービス化のようなものがきちんと価格として捉えられているのか最近疑問に思っているところ。

品目分類の基準については、企業物価指数だけではなく、ほかの統計にも共通した問題であり、採用基準と品目の考え方がセットでバランス良くきちんと考えられているかという点が大事。

→財のサービス化に伴う品質調整のやり方については、現状について行けていない面があり、今後も見直しを検討していく必要がある。

- ・今年CPIも基準改定があり、総務省はエコノミスト向けに説明会を行ったが、日本銀行もそのような機会を設けないのか。そうした機会を設けることで、より高度な意見のフィードバックがあるのではないかと思うがいかがか。

→公表直後に記者レクを行ったほか、過去の基準改定でコメントを頂いた学者やエコノミストの方にこちらからコンタクトし、説明に回らせていただいた。集まっていたという形は、今だとオンラインになると思うが、実施していないのが実情。

- ・ただ今、各委員からも色々な御意見があったが、基本的には新たな課題に果敢にチャレンジし、新しい手法を導入されており、非常に評価できる。今後も修正を行い、着地点を求めて、理解しやすい指標を作成し、公表していくことを進めていただきたい。

次回の統計委員会は、6月30日（水）午前中に開催予定であり、実開催の場合は、若松庁舎7階大会議室を予定している旨、事務局から案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>